

歯科点数表の解釈（令和6年6月版）追補

(令和7年12月・社会保険研究所)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和7年11月28日・厚生労働省告示第306号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和7年11月28日・保医発1128第2号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和7年12月適用）。なお、歯科用貴金属材料の価格改定以外の見直しについては、本追補3頁目以降に掲載しています。

I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →540頁

品名	単位	6年6月から [6年9月から]	6年12月から [7年3月から]	7年6月から [7年9月から]	7年12月から
001 削除					
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用（JIS適合品）	1 g	9,232円 [10,300円]	10,390円 [11,136円]	11,763円 [12,587円]	13,287円
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鋏用（JIS適合品）	1 g	7,923円 [8,991円]	9,081円 [9,827円]	10,454円 [11,278円]	11,978円
004 歯科用14カラット金合金鋏用線（金58.33%以上）	1 g	8,018円 [9,086円]	9,176円 [9,922円]	10,549円 [11,373円]	12,073円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（JIS適合品）	1 g	8,007円 [9,075円]	9,165円 [9,911円]	10,538円 [11,362円]	12,062円
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12%以上 JIS適合品）	1 g	2,760円 [3,045円]	3,010円 [3,230円]	3,299円 [3,445円]	3,802円
007 削除					
008 削除					
009 削除					
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 JIS適合品）	1 g	4,237円 [4,560円]	4,543円 [4,785円]	4,901円 [5,095円]	5,435円
011 歯科鋳造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品）	1 g	159円 [179円]	177円 [185円]	187円 [同上]	207円
012 歯科鋳造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品）	1 g	184円 [204円]	202円 [210円]	212円 [同上]	232円
013 歯科用銀ろう（JIS適合品）	1 g	233円 [245円]	244円 [249円]	250円 [同上]	261円
014 削除					
015 削除					

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材料	6年6月から [6年9月から]	6年12月から [7年3月から]	7年6月から [7年9月から]	7年12月から
M002 支台製造(1歯につき) → 396頁				
〔1の(1)のみ抜粋〕				
1 間接法				
(1) メタルコアを用いた場合				
イ 大臼歯	84点 [95点]	94点 [98点]	99点 [同上]	110点
ロ 小臼歯・前歯	52点 [59点]	58点 [61点]	62点 [同上]	68点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 406頁				
1 14カラット金合金				
(1) インレー				
複雑なもの	1,479点 [1,650点]	1,664点 [1,784点]	1,884点 [2,016点]	2,129点
(2) 4分の3冠				
	1,848点 [2,062点]	2,080点 [2,229点]	2,355点 [2,520点]	2,660点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）				
(1) 大臼歯				
イ インレー				
a 単純なもの	332点 [366点]	362点 [388点]	397点 [414点]	457点
b 複雑なもの	614点 [677点]	669点 [718点]	733点 [766点]	845点
ロ 5分の4冠	772点 [852点]	842点 [903点]	923点 [964点]	1,063点
ハ 全部金属冠	972点 [1,072点]	1,060点 [1,137点]	1,161点 [1,213点]	1,338点

材料	6年6月から [6年9月から]	6年12月から [7年3月から]	7年6月から [7年9月から]	7年12月から
(2) 小臼歯・前歯				
イ インレー				
a 単純なもの	226点 [249点]	246点 [264点]	270点 [282点]	311点
b 複雑なもの	449点 [495点]	490点 [526点]	537点 [561点]	619点
ロ 4分の3冠	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点
ハ 5分の4冠	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点
ニ 全部金属冠	696点 [767点]	759点 [814点]	831点 [868点]	958点
3 銀合金				
(1) 大臼歯				
イ インレー				
a 単純なもの	23点 [25点]	同左下 [26点]	同左下 [同上]	29点
b 複雑なもの	40点 [44点]	40点 [45点]	46点 [同上]	50点
ロ 5分の4冠	51点 [57点]	同左下 [59点]	同左下 [同上]	65点
ハ 全部金属冠	63点 [70点]	69点 [72点]	73点 [同上]	80点

※次頁に続く

材 料 料	6年6月 から	6年12月 から	7年6月 から	7年12月 から
	[6年9月 から]	[7年3月 から]	[7年9月 から]	
(2) 小臼歯・前歯・乳歯				
イ インレー				
a 単純なもの	14点 [16点]	同左下 [同上]	17点 [同上]	18点
b 複雑なもの	30点 [33点]	32点 [34点]	同左下 [同上]	37点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点
ニ 全部金属冠	46点 [51点]	同左下 [53点]	同左下 [同上]	59点
M010-3 接着冠(1歯につき) →409頁				
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
(1) 前歯	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点
(2) 小臼歯	555点 [612点]	605点 [649点]	663点 [692点]	764点
(3) 大臼歯	772点 [852点]	842点 [903点]	923点 [964点]	1,063点
2 銀合金				
(1) 前歯	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点
(2) 小臼歯	36点 [40点]	同左下 [41点]	42点 [同上]	46点
(3) 大臼歯	51点 [57点]	同左下 [59点]	同左下 [同上]	65点
M010-4 根面被覆(1歯につき) →409頁				
〔1のみ抜粹〕				
1 根面板によるもの				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大臼歯	332点 [366点]	362点 [388点]	397点 [414点]	457点
ロ 小臼歯・前歯	226点 [249点]	246点 [264点]	270点 [282点]	311点
(2) 銀合金				
イ 大臼歯	23点 [25点]	同左下 [26点]	同左下 [同上]	29点
ロ 小臼歯・前歯	14点 [16点]	同左下 [同上]	17点 [同上]	18点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →410頁				
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	866点 [956点]	945点 [1,014点]	1,035点 [1,081点]	1,193点
2 銀合金を用いた場合	102点 [113点]	112点 [117点]	118点 [同上]	129点
M017 ポンティック(1歯につき) →417頁				
1 鋳造ポンティック				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大臼歯	1,118点 [1,234点]	1,220点 [1,309点]	1,337点 [1,396点]	1,541点
ロ 小臼歯	842点 [929点]	919点 [986点]	1,007点 [1,051点]	1,160点
(2) 銀合金				
大臼歯・小臼歯	51点 [56点]	55点 [57点]	58点 [同上]	63点
2 レジン前装金属ポンティック				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合				
イ 前歯	672点 [741点]	733点 [787点]	803点 [839点]	926点
ロ 小臼歯	842点 [929点]	919点 [986点]	1,007点 [1,051点]	1,160点
ハ 大臼歯	1,118点 [1,234点]	1,220点 [1,309点]	1,337点 [1,396点]	1,541点
(2) 銀合金を用いた場合				
イ 前歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点 [同上]	80点
ロ 小臼歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点 [同上]	80点
ハ 大臼歯	65点 [71点]	70点 [73点]	74点 [同上]	80点

材 料 料	6年6月 から	6年12月 から	7年6月 から	7年12月 から
	[6年9月 から]	[7年3月 から]	[7年9月 から]	
M018 有床義歯 →422頁				
〔3のみ抜粹〕				
3 3次元プリント有床義歯				
(1) 3次元プリント有床義歯 冠部用材料(1歯につき)				6点
(2) 3次元プリント有床義歯 歯床用材料(1顆につき)				203点
M020 鋳造鉤(1個につき) →425頁				
〔1・2のみ抜粹〕				
1 14カラット金合金				
(1) 双子鉤				
イ 大・小白歯	1,649点 [1,871点]	1,890点 [2,045点]	2,175点 [2,347点]	2,493点
ロ 犬歯・小白歯	1,341点 [1,522点]	1,537点 [1,664点]	1,770点 [1,909点]	2,028点
(2) 二腕鉤(レストつき)				
イ 大臼歯	1,341点 [1,522点]	1,537点 [1,664点]	1,770点 [1,909点]	2,028点
ロ 犬歯・小白歯	1,030点 [1,169点]	1,181点 [1,278点]	1,359点 [1,466点]	1,557点
ハ 前歯(切歯)	793点 [900点]	909点 [984点]	1,046点 [1,129点]	1,199点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
(1) 双子鉤				
イ 大・小白歯	894点 [987点]	975点 [1,047点]	1,069点 [1,116点]	1,232点
ロ 犬歯・小白歯	699点 [772点]	763点 [818点]	836点 [873点]	963点
(2) 二腕鉤(レストつき)				
イ 大臼歯	614点 [677点]	669点 [718点]	734点 [766点]	846点
ロ 犬歯・小白歯	534点 [589点]	582点 [625点]	638点 [666点]	735点
ハ 前歯(切歯)	495点 [546点]	540点 [579点]	592点 [618点]	682点
M021 線鉤(1個につき) →426頁				
〔2のみ抜粹〕				
2 14カラット金合金				
(1) 双子鉤				
イ 大臼歯	780点 [884点]	893点 [965点]	1,026点 [1,107点]	1,175点
(2) 二腕鉤(レストつき)				
イ 大臼歯	603点 [683点]	690点 [746点]	793点 [855点]	908点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →426頁				
〔1のみ抜粹〕				
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合				
(1) 前歯	248点 [273点]	270点 [290点]	296点 [309点]	341点
(2) 犬歯・小白歯	267点 [294点]	291点 [312点]	319点 [333点]	368点
(3) 大臼歯	307点 [339点]	335点 [359点]	367点 [383点]	423点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →426頁				
〔2の(1)・(2)のみ抜粹〕				
2 キーパー付き根面板				
(根面板の保険医療材料料(1歯につき))				
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大臼歯	614点 [677点]	669点 [718点]	733点 [766点]	845点
ロ 小臼歯・前歯	449点 [495点]	490点 [526点]	537点 [561点]	619点
(2) 銀合金				
イ 大臼歯	40点 [44点]	同左下 [45点]	46点 [同上]	50点
ロ 小臼歯・前歯	30点 [33点]	32点 [34点]	同左下 [同上]	37点
M023 パー(1個につき) →427頁				
〔1の(1)のみ抜粹〕				
1 鋳造パー				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大臼歯	1,434点 [1,582点]	1,563点 [1,678点]	1,714点 [1,789点]	1,975点

歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

(令和7年12月・社会保険研究所)

その他、以下の省令、告示、通知、事務連絡により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和7年10月22日 厚生労働省令第103号）【令和7年11月20日施行】
 - ・保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（令和7年9月18日 厚生労働省告示第245号）【令和7年9月19日適用】
 - ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（令和7年10月21日 厚生労働省告示第284号）【令和7年10月22日適用】
 - ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和7年10月22日 厚生労働省告示第286号）【令和7年11月20日適用】
 - ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（令和7年11月11日 厚生労働省告示第299号）【令和7年11月12日適用】
 - ・特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和7年11月28日 厚生労働省告示第306号）【令和7年12月1日適用】
 - ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和7年11月28日保医発1128第2号）
 - ・疑義解釈資料の送付について（その29）（令和7年9月16日 厚生労働省保険局医療課）
 - ・医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料の送付について（令和7年9月18日 保険局医療課・医療介護連携政策課事務連絡）

頁	箇所	現 行	改定後
171	右段下から 23 行目後	<p>※以下の疑義解釈を追加する。</p> <p>問 高血圧症の患者に対する減塩食（塩分の総量が 6 g 未満のものに限る。）は、「B001」の「9」外来栄養食事指導料と同様に、「B001」の「10」【B004-1-4】入院栄養食事指導料の算定対象となる特別食に含まれるか。</p> <p>答 入院栄養食事指導料の特別食は、外来栄養食事指導料における留意事項の例によるとされているため、高血圧症の患者に対する減塩食（塩分の総量が 6 g 未満のものに限る。）は含まれる。なお、入院時食事療養（I）又は入院時生活療養（I）の特別食加算の対象にはならないことに留意すること。（令 7. 9. 16「医科」問 3）</p>	
422	右段上から 17 行目後	<p>※以下を追加し、発簡番号の後ろに（令 7. 11. 28 保医発 1128 第 2）を加える。</p> <p>3 3 次元プリント有床義歯 (1) 3 次元プリント有床義歯冠部用材料（1 歯につき） (2) 3 次元プリント有床義歯床用材料（1 頸につき）</p>	6 点 203 点
424	右段上から 8 行目後	<p>※1 行開けて以下を追加し、追加したそれぞれの留の後ろに発簡番号（令 7. 11. 28 保医発 1128 第 2）を加える。 (3 次元プリント有床義歯)</p> <p>(14) 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計、製造ユニット及び歯科技工用重合装置（以下「液槽光重合方式 3 次元プリント有床義歯製作装置」という。）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された歯冠部用材料及び義歯床用材料からなる有床義歯（以下、「3 次元プリント有床義歯」という。）は、「2 総義歯」の点数を準用して算定する。</p> <p>(15) 3 次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。留</p> <p>(16) 3 次元プリント有床義歯の製作に当たり、必要に応じて行った印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。留</p> <p>(17) 3 次元プリント有床義歯を製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「3 次元プリント有床義歯」と記載すること。なお、記載に当たっては、「3 DFD」と記載しても差し支えない。留</p> <p>(18) 3 次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。 イ 歯科補綴治療に係る専門の知識及び 3 年以上の経験を有する歯科医師が 1 名以上配置されていること。 ロ 保険医療機関内に液槽光重合方式 3 次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式 3 次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名（保険医療機関内で製作する場合は除く。）を診療録に記載すること。留</p> <p>(19) 3 次元プリント有床義歯を製作した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。留</p>	
431	右段上から 6 行目後	<p>※1 行開けて以下を追加し、追加したそれぞれの留の後ろに発簡番号（令 7. 11. 28 保医発 1128 第 2）を加える。 (3 次元プリント有床義歯を修理する場合)</p> <p>(9) M018 により製作した 3 次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料料（修理を行った歯数分の 3 次元プリント有床義歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。留</p> <p>(10) 3 次元プリント有床義歯において、3 次元プリント有床義歯冠部用材料を使用して修理を行った場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。留</p>	
432	右段下から 14 行目	※以下を追加し、追加した留の後ろに発簡番号（令 7. 11. 28 保医発 1128 第 2）を加える。	

頁	箇所	現 行	改定後						
	後	(1) M018により製作した3次元プリント有床義歯に、硬質材料を用いて床裏装を行った場合は、「1の口 総義歯」により算定する。	留						
493	左段下から19行目後(令和7年3月追補による修正後の記述後)	<p>※以下の疑義解釈を追加する。</p> <p>(問) マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。</p> <p>(答) 患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。</p> <p>スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。</p> <p>なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。</p>	(令 7. 9. 18 医療課・医療介護連携政策課事務連絡)						
499	右段下から9行目後	<p>※以下の疑義解釈を追加する。</p> <p>○高エネルギー放射線治療、強度変調放射線治療（IMRT）</p> <p>(問) 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発0305第6号令和6年3月5日）」の第2の4(3)イ【編注：高エネルギー放射線治療、強度変調放射線治療（IMRT）に係る年間実施件数】について、「新規届出の場合」とは、当該保険医療機関の新規開設又は当該手術等を実施する診療科を新規開設する場合のほか、当該保険医療機関が当該届出を初めて行う場合も該当するか。</p> <p>(答) そのとおり。</p>	(令 7. 9. 16 「医科」問 1)						
540	上から3行目	(平20. 3. 5 厚生労働省告示第61号) (最終改正；令 7. 8. 29 厚生労働省告示第233号)	(平20. 3. 5 厚生労働省告示第61号) (最終改正；令 7. 11. 28 厚生労働省告示第306号)						
541	右段下から1行目後	<p>※以下を追加する。</p> <table border="1"> <tr> <td>070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料</td> <td>1歯</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料</td> <td>1頸</td> <td>2,026</td> </tr> </table>	070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料	1歯	59	071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料	1頸	2,026	
070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料	1歯	59							
071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料	1頸	2,026							
545	右段上から21行目	(令 6. 3. 5 保医発0305第8号)	(令 6. 3. 5 保医発0305第8号) (最終改正；令 7. 11. 28 保医発第2号)						
548	右段上から6行目後	<p>※以下を追加する。</p> <p>070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(2)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。 (2) JIS T6517「歯冠用硬質レジン」第3種（光重合型）に適合するものであること。 (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。</p> <p>071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(3)義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。 (2) JIS T6501「義歯床用レジン」タイプ4（光重合レジン）に適合するものであること。 (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。</p>							
550	右段下から14行目	(令 6. 3. 5 保医発0305第12号)	(令 6. 3. 5 保医発0305第12号) (最終改正；令 7. 11. 28 保医発第2号)						
560	左段上から23行目後	<p>※以下を追加する。</p> <p>070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(2)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。 (2) JIS T6517「歯冠用硬質レジン」第3種（光重合型）に適合するものであること。 (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。</p>							

頁	箇所	現 行	改定後
		<p>071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(3)義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。 (2) JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ4（光重合レジン）に適合するものであること。 (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用すること。</p>	
579	上から3行目	<p>(昭 32. 4. 30 厚生省令第 15 号) (最終改正; 令 7. 3. 31 厚生労働省令第 32 号)</p> <p>※令和7年5月追補による修正後の記述</p>	<p>(昭 32. 4. 30 厚生省令第 15 号) (最終改正; 令 7. 10. 22 厚生労働省令第 103 号)</p>
582	左段下から1行目	る法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 2 条第 17 項に規定する	る法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 2 条第 18 項に規定する
590	上から 1 行目前 (令和 6 年 12 月追補による修正後の記述の下から 12 行目)	<p>※令和6年12月追補により追加した「保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法」(令 6. 11. 29 厚生労働省告示第 351 号)の「二」から「三」を以下のように修正し、発簡番号の後ろに (最終改正; 令 7. 9. 18 厚生労働省告示第 245 号) を加える。</p> <p>二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの</p> <p>三 保険医療機関等 (健康保険法第 63 条第 3 項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。) 又は指定訪問看護事業者 (同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。) が、<u>利用者証明用電子証明書</u> (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成 14 年法律第 153 号) 第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。) の発行を受けた患者であって、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して 3 月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号 (同法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。) に対応する利用者証明利用者符号 (同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。) を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報 (保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。) の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法</p>	<p>二 患者の提示する個人番号カード及び情報提供等記録開示システム (番号利用法附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。) を通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの</p> <p>三 患者の提示する移動端末設備 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 12 条の 2 第 4 項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成 14 年法律第 153 号) 第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報</p> <p>四 保険医療機関等 (健康保険法第 63 条第 3 項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。) 又は指定訪問看護事業者 (同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。) が、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u> (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。) の発行を受けた患者であって、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して 3 月を経過した日までの間にあるものについて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号 (同法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。) に対応する利用者証明利用者符号 (同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。) を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報 (保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。) の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法</p>
	上 か ら 4 行 目	<p>(昭 58. 1. 20 厚生省告示第 14 号) (最終改正; 令 7. 3. 31 厚生労働省告示第 104 号)</p> <p>※7年5月追補による修正後の記述</p>	<p>(昭 58. 1. 20 厚生省告示第 14 号) (最終改正; 令 7. 10. 22 厚生労働省告示第 286 号)</p>
593	右段上から 26 行目	<p>(使用医薬品及び歯科材料) 第 19 条 保険医は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 2 条第 17 項に規定する治験 (以下「治験」とい</p>	<p>(使用医薬品及び歯科材料) 第 19 条 保険医は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 2 条第 18 項に規定する治験 (以下「治験」とい</p>

頁	箇所	現 行	改定後
		う。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。	う。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
613	右段上から18行目	(平18.3.6 厚生労働省告示第107号) (最終改正:令7.8.13 厚生労働省告示第223号) ※令和7年9月追補による修正後の記述	(平18.3.6 厚生労働省告示第107号) (最終改正:令7.11.11 厚生労働省告示第299号)
618	左段上から4行目	レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤 ※令和7年9月追補による修正後の記述	レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパチド製剤
	左段下から23行目	ユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液 10 mg/mL ※令和7年6月追補による修正後の記述	ユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液 10 mg/mL、ビルベイ顆粒 200 µg、ビルベイ顆粒 600 µg (一回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)
657	上から3行目	(平18.9.12 厚生労働省告示第495号) (最終改正:令6.3.27 厚生労働省告示第122号)	(平18.9.12 厚生労働省告示第495号) (最終改正:令7.10.22 厚生労働省告示第286号)
	左段上から17行目～21行目	二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第17項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)に係る診療 三 医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験(機械器具等に係るものに限る。)に係る診療 三の二 医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験(加工細胞等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第275条の2の加工細胞等をいう。)に係るものに限る。)に係る診療	二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第18項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)に係る診療 三 医薬品医療機器等法第2条第18項に規定する治験(機械器具等に係るものに限る。)に係る診療 三の二 医薬品医療機器等法第2条第18項に規定する治験(加工細胞等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第275条の2の加工細胞等をいう。)に係るものに限る。)に係る診療
658	右段下から12行目	(平18.9.12 厚生労働省告示第496号) (最終改正:令6.3.27 厚生労働省告示第122号)	(平18.9.12 厚生労働省告示第496号) (最終改正:令7.10.22 厚生労働省告示第286号)
659	別表第一左欄上から3段	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第17項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限り、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。)に係る診療 医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験(機械器具等に係るものに限り、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。)に係る診療 医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験(加工細胞等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第275条の2の加工細胞等をいう。以下同じ。)に係るものに限り、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。)に係る診療	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第18項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限り、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。)に係る診療 医薬品医療機器等法第2条第18項に規定する治験(機械器具等に係るものに限り、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。)に係る診療 医薬品医療機器等法第2条第18項に規定する治験(加工細胞等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第275条の2の加工細胞等をいう。以下同じ。)に係るものに限り、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。)に係る診療